備考　1　対象事業者ごとに記載すること。ただし、バランシンググループを形成している事業者については、バランシンググループ単位で記載することとし、その場合には、対象事業者名の欄にバランシンググループの代表者名を記載すること。

2　バランシンググループ名及び対象事業者とバランシンググループを形成する他の事業者名の欄は、対象事業者がバランシンググループを形成している場合のみ記載すること。

3　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

（電気関係報告規則の一部改正）

第二条　電気関係報告規則の一部を次のように改正する。

第四条の表第二号の次に次の一号を加える。

二の二　大気汚染防止法第二条第十三項に規定する水銀排出施設（以下「水銀排出施設」という。）に該当する電気工作物を設置する場合又は水銀排出施設に該当する電気工作物の使用の方法若しくは水銀等（同条第十二項に規定するものをいう。以下同じ。）の処理の方法を変更する場合	

第四条の表届出期限の欄中「ばい煙発生施設となつた日から」の下に「、第八号の二に掲げる場合にあつては電気工作物が水銀排出施設となつた日から」を加え、同表第八号の次に次の一号を加える。

八の二　現に設置している電気工作物が水銀排出施設になつた場合		水銀排出施設の種類、構造及び使用方法並びに水銀等の処理の方法

第四条の表第十六号及び第十七号中「若しくは第二号」を「、第二号若しくは第二号の二」に改める。

（電気事業会計規則の一部改正）

第三条　電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一(2)売掛金の科目の他社販売電力料の項中「新エネルギー等電気相当量の代金の未収分」を「新エネルギー等電気相当量の代金及び法第２条第１項第７号ロに掲げる特定卸供給を行う事業を営む者（以下「特定卸供給事業者」という。）との間に締結した契約に基づく需要の抑制によつて生じた電気の対価として得る調整金の未収分」に改める。

別表第一(5)買掛金の科目の接続供給託送料の項中「発電量調整供給」を「電力量調整供給」に改める。

別表第一(10)接続供給託送料の科目中「発電量調整供給」を「電力量調整供給」に改める。

別表第一(16)他社販売電力料の科目中「((接続供給託送収益」に整理されているものを除く。)及び新エネルギー等電気相当量の代金」を「((接続供給託送収益」に整理されているものを除く。)、新エネルギー等電気相当量の代金及び特定卸供給事業者との間に締結した契約に基づく需要の抑制によつて生じた電気の対価として得た調整金」に、同科目の他社販売電源料の項中「((接続供給託送収益」に整理されているものを除く。)のうち電源に係る料金及び事業者又は事業者以外の者に対して販売した新エネルギー等電気相当量の代金」を「((接続供給託送収益」に整理されているものを除く。)のうち電源に係る料金、事業者又は事業者以外の者に対して販売した新エネルギー等電気相当量の代金及び特定卸供給事業者との間に締結した契約に基づく需要の抑制によつて生じた電気の対価として得た調整金」に改め、同表電気事業雑収益の科目の供給雑収の項中「償却電気料取立益その他電気の供給の直接関係のある」を「電気事業によつて生じた金銭債権に係る償却債権取立益（ただし、雑口に整理されるべき金銭債権に係るものを除く。）その他電気の供給に関係して発生した」に改める。

（電気事業法施行規則の一部改正）

第四条　電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項に次の一号を加える。

八　「特定抑制依頼」とは、充実した情報管理体制を維持しつつ、使用を抑制すべき日時及び電気の量その他必要な事項を定めて、小売電気事業者、一般送配電事業者又は登録特定送配電事業者（以下この条において「特定抑制対象事業者等」という。）から電気の供給を受ける者に対し、特定抑制対象事業者等の供給する電気の使用を抑制することを依頼することをいう。

第三条の二を第三条の二の二に改め、第三条の次に次の一条を加える。

（特定卸供給の要件）

第三条の二　法第二条第一項第七号ロの経済産業省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一　特定抑制依頼（一キロワットを超える電気を抑制しようとするものに限る。）によって得られた百キロワットを超える電気を供給しようとするものであること。

二　小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な電気を特定抑制依頼により確保する見込みがあること。

三　電気を供給する期間が一定期間以上であること。

第三条の十三第四項中「第一項第一号」を「法第二条の十四第一項第一号」に改める。

第十八条及び第二十一条中「発電量調整供給」を「電力量調整供給」に改める。

第四十五条の十六第四項中「第一項第一号」を「法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十四第一項第一号」に改める。

第四十七条の八の次に次の一条を加える。

（火力発電所の原動力）

第四十七条の九　令第二十七条第三項の表第十三号（二）の経済産業省令で定めるものは、スターリングエンジン又はこれに準ずるものとする。

第五十三条第五項第二号中「又は第三項」を削る。

第七十三条の六第一号中「直近」を「前回」に、「当該通知を受けた日から三年を超えない時期」を「前回の法第五十一条第三項の審査（以下「使用前安全管理審査」という。）に係る使用前自主検査が終了した日と前回の通知を受けた日から起算して三年を超えない日との間」に、「当該通知を受けた日から三年を経過した日以降三月」を「前回の通知を受けた日から三年三月」に改め、同項中第二号を第三号とし、同項第一号の二中「当該通知を受けた日から三年を超えない時期に法第五十一条第三項の審査（以下「使用前安全管理審査」という。）を受ける必要があるとして経済産業大臣が定めるもの」を「使用前自主検査の実施につき十分な体制を維持することが困難となった組織」に、「使用前安全管理審査を受ける必要が生じた」を「当該体制を維持することが困難となった」に改め、同号を第二号とする。

第七十三条の六の二第一項中「出力十五万キロワット未満の」を削り、「火力発電設備」の下に「及び燃料電池発電設備」を加える。

第七十九条の見出しを「溶接事業者検査」に改め、同条第一号ロ中「液化ガス燃料設備」を「液化ガス用燃料設備」に改める。

第八十二条中「溶接事業者検査」を「法第五十二条第一項の検査（以下「溶接事業者検査」という。）」に改める。

第八十二条の二第一項中第七号から第十一号までを削り、同条第二項「前項第一号から第六号までに掲げる事項については五年間保存するものとし、同項第七号から第十一号までに掲げる事項については当該溶接事業者検査を行った後最初の法第五十二条第五項において準用する法第五十一条第七項の通知を受けるまでの期間」を「五年間」に改める。